

(案)

都庁周辺の空間再編に関する在り方検討委員会
設置要綱

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は、「都庁周辺の空間再編に関する在り方検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 西新宿地区は、昭和 35 年に決定した新宿副都心計画等に基づき道路や公開空地の整備等を進め、今日まで発展してきたが、都庁舎をはじめとする超高層ビルは築 30 年以上を経過しているなど、まち全体が更新期を迎えている。

都では、令和 3 年 3 月に「未来の東京」戦略を策定し、西新宿地区について「人が憩える、緑が至る所にある西新宿」を将来像として、「人中心の歩きやすいまちづくり」を推進していく地区として位置付けられたところである。

こうした中、令和 3 年 7 月に「西新宿地区再整備方針検討委員会」を設置し、西新宿地区における道路や公開空地等の一体的な再編に向けたまちづくりの方向性を示した「西新宿地区再整備方針（以下「再整備方針」という。）」を令和 5 年 3 月に策定した。

再整備方針を踏まえ、本委員会は、西新宿地区を象徴する建物である都庁舎において、広場空間と周辺街路が一体となり、多様な人々の交流機会の創出や滞在を誘発する取組を先導するため、再整備の方向性を示す「都庁周辺の空間再編計画」について検討することを目的とする。

(検討範囲)

第 3 条 委員会の検討範囲は、第一本庁舎、第二本庁舎、議会棟が立地する 3 街区で構成される都庁舎周辺とする。なお、都庁舎周辺に存在する街路、民間街区、新宿中央公園など西新宿地区の各施設との連続性の在り方についても対象とする。

(検討事項)

第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 都庁周辺の空間再編コンセプト
- (2) 公開空地をはじめとした、屋外空間の在り方
- (3) 屋外空間に面する屋内空間の在り方
- (4) 管理・運営の在り方
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 5 条 委員会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第 6 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議は非公開とする。
- 4 会議資料及び議事概要は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を各委員へ送付し、意見を聴き、委員会の会議に代えることができる。

(幹事会)

第8条 会長は、委員会を円滑に運営するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部開発企画課及び財務局建築保全部庁舎整備課とする。

(守秘義務)

第10条 委員会等の委員及びその他出席者は、討議により知り得た個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などについては、この委員会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、委員会等の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に変更の必要が生じたときは、委員会の了承を経て改正する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 委員の委嘱のための手続き及びその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表1 委員会委員

職	所属・役職等
会長	政策研究大学院大学 客員教授 岸井隆幸
副会長	明治大学 理工学部 建築学科 教授 田中友章
委員	東京都市大学 都市生活学部 都市生活学科 教授 坂井文
〃	日本大学 理工学部 建築学科 准教授 泉山墨威
〃	事業構想大学院大学 学長 田中里沙
〃	東京都 都市整備局 まちづくり調整担当部長
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部長
〃	東京都 財務局 建築保全部長
〃	東京都 財務局 庁舎運営担当部長
〃	東京都 建設局 企画担当部長
〃	新宿区 みどり土木部長
〃	新宿区 都市計画部 新宿駅周辺整備担当部長
〃	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会 技術担当理事
オブザーバー	国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室長
〃	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官
〃	東京都 総務局 総務部長
〃	東京都 デジタルサービス局 つながる東京整備担当部長 (スマートシティ推進担当部長 兼務)
(事務局)	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課 東京都 財務局 建築保全部 庁舎整備課